

介護予防・日常生活支援総合事業費の算定構造

- I 予防サービス費の算定構造
 - 1 訪問型予防サービス費
 - 2 通所型予防サービス費
 - 3 その他の予防サービス費
- II 生活支援サービス費の算定構造
- III ケアマネジメント費の算定構造

I 予防サービス費の算定構造

1 訪問型予防サービス費

イ 訪問型予防サービス費(Ⅰ)－1 週1回程度の訪問型予防サービスが必要とされた者	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1月)
ロ 訪問型予防サービス費(Ⅰ)－2 週2回程度の訪問型予防サービスが必要とされた者	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1月)
ハ 訪問型予防サービス費(Ⅰ)－3 週2回を超える程度の訪問型予防サービスが必要とされた者	要支援2(1月)
ニ 訪問型予防サービス費(Ⅱ)－1 30分未満の訪問型予防サービス	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1回)
ホ 訪問型予防サービス費(Ⅱ)－2 30分以上1時間未満の訪問型予防サービス	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1回)
ヘ 訪問型予防サービス費(Ⅱ)－3 1時間以上の訪問型予防サービス	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1回)
ト 訪問型予防サービス費(Ⅲ) 通所形態による事業への参加が困難な者を対象にした保健師等の訪問による相談・指導等	二次予防事業対象者(1月)
チ その他(※)	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2

(※)「その他」については、以下の事項を市町村が自由に組み合わせて費用を設定することが可能。

- ・なお、複数のパターンを設定することが可能。
- ・対象者(二次予防事業対象者・要支援1・要支援2)
- ・単価
- ・時間、回数、月等の単位

2 通所型予防サービス費

① 包括評価型の場合

イ 通所型予防サービス費	二次予防事業対象者（1月）
	要支援1（1月）
	要支援2（1月）
	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ロ アクティビティ実施	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ハ 運動器機能向上	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ニ 栄養改善	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ホ 口腔機能向上	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ヘ その他(※)	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）

(※)「その他」については、以下の事項を市町村が自由に組み合わせて費用を設定することが可能。
 なお、複数のパターンを設定することが可能。
 ・対象者(二次予防事業対象者・要支援1・要支援2)
 ・単価
 ・時間、回数、月等の単位

② 個別評価型の場合

イ 運動器の機能向上	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ロ 栄養改善	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ハ 口腔機能の向上	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ニ うつ病予防	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ホ 閉じこもり予防	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ヘ 認知症予防	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
ト 複合型プログラム (運動器の機能向上+栄養改善+口腔機能の向上の 3プログラムを包括的に実施)	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月）
チ その他(※)	2次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2

(※)「その他」については、以下の事項を市町村が自由に組み合わせて費用を設定することが可能。
 なお、複数のパターンを設定することが可能。
 ・対象者(二次予防事業対象者・要支援1・要支援2)
 ・単価
 ・時間、回数、月等の単位

3 その他の予防サービス費の算定構造

イ 介護予防訪問入浴介護費(※)		要支援1・要支援2
ロ 介護予防訪問看護費(※)		要支援1・要支援2
ハ 介護予防訪問リハビリテーション費(※)		要支援1・要支援2
ニ 介護予防居宅療養管理指導費(※)		要支援1・要支援2
ホ 介護予防通所リハビリテーション費(※)		要支援1・要支援2
ヘ 介護予防短期入所生活介護費(※)		要支援1・要支援2
ト 介護予防短期入所療養介護費(※)	(介護老人保健施設)	要支援1・要支援2
	(介護療養型医療施設等)	要支援1・要支援2
チ 介護予防特定施設入居者生活介護費(※)		要支援1・要支援2
リ 介護予防福祉用具貸与費(※)		要支援1・要支援2
ヌ 介護予防認知症対応型通所介護費(※)		要支援1・要支援2
ル 介護予防小規模多機能型居宅介護費(※)		要支援1・要支援2
ヲ 介護予防認知症対応型共同生活介護費(※)	(短期利用以外)	要支援2
	(短期利用)	要支援2

(※)それぞれの費用については、以下の事項を市町村が自由に組み合わせて費用を設定することが可能。

なお、それぞれ複数のパターンを設定することが可能。

・対象者(要支援1・要支援2)

※ヲ 介護予防認知症対応型共同生活介護については、要支援2のみが対象

・単価

・時間、回数、月等の単位

Ⅱ 生活支援サービス費の算定構造

1 生活支援サービス費

イ 配食	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1回)
	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1月)
ロ 見守り	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1回)
	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2(1月)
ハ その他(※)	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2

(※)「その他」については、以下の事項を市町村が自由に組み合わせて費用を設定することが可能。

なお、複数のパターンを設定することが可能。

- ・対象者(二次予防事業対象者・要支援1・要支援2)
- ・単価
- ・時間、回数、月等の単位

Ⅲ ケアマネジメント費の算定構造

1 ケアマネジメント費

イ ケアマネジメント	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2（1月につき）
ロ その他(※)	二次予防事業対象者・ 要支援1・要支援2

(※)「その他」については、二次予防事業対象者・要支援1・要支援2の区分けに応じて単価(1ヵ月当たり)を設定することも可能。